

イギリス「平和省」法案 要旨

<紛争解決機能を備えた平和省の設立を求める法案> (2003年11月20日改訂、英国連邦下院に提出)

【平和省の役割】

- a) 有事の際に首相や外相、国務大臣へ諮問・提言を行う
- b) 大臣に対し条約交渉の観点から非暴力的紛争解決を提言する
- c) 国内の各州議会に対し、国内の有事ないしは平和の侵害対策について提言を行う
- d) 紛争解決について世論を啓発
- e) 地域・国内・国際紛争の解決を発展・実践する際に市民参加を促進する
- f) 教育省に対して平和教育に関する研究プログラムやガイドラインをつくる提案を行う

<備考>

- * 首相は平和省の役割追加を指令できる。
- * この首相指令は法案が両院議会で承認された後に発効する

【平和委員会の設置について】

「平和省」の一機関として「平和委員会」を設置する。

「平和委員会」の役割は以下のとおり。

- a) 国会にそのつど政府および自治体に対し、国内・国外の紛争防止および解決に関するモニタリングと報告を実施する
- b) 国務大臣に提案を行う
- c) 平和および紛争防止・解決に関する、大学機関や研究所などの研究機関と全レベルの公共機関とのネットワークを促進させる
- d) 紛争地域での平和構築作業にあたり、NGOをサポートする
- e) 地域紛争委員会の設立、自発的な財政支援その他の支援にあたっての判断基準を決定
- f) 平和促進、紛争防止および解決にかかわる諸機関と政府相互の協働を促進
- g) 平和構築への公的支援の促進

【法案手続きに関して】

- 1) この決議書可決後100日以内に、首相は報告書および法案を作成しなければならない。
そこには平和省、平和委員会の設立に必要な今後の手続きおよび平和省に必要な追加機能が盛り込まれること。
- 2) 以上の報告書および法案を準備する際に、首相は本決議の出典にも目を通すこと。
- 3) 議会に報告書を提出または法案を配布する前に、首相は各関連事項に詳しい専門家の助言を受けること。
- 4) 本決議書に必要な国務大臣の財政支出が議会によって保証されること

【平和省が取り扱う項目】

< 国内問題 >

- a) DV (配偶者・子ども・老人の虐待を含む)
- b) 麻薬・アルコール犯罪
- c) 一般犯罪、刑罰、更正
- d) 暴力行使 (拳銃使用を含む)
- e) 校内暴力
- f) 性、民族、肌の色、国籍、出自、宗教、性指向、障害その他の理由による暴力、警察との地域内トラブル
- g) 動物への非合法的な暴力
- h) 雇用主および公的権力機関による強制力の行使

< 国際問題 >

- a) 他の主権国家その他の影響による、国家を脅かす可能性のある、もしくは現に起きている紛争
- b) その他の国際軍事紛争
- c) イギリスおよび他国における紛争後の復興支援

< 公教育関連 >

- a) 国内外の市民権運動、個人および団体による平和構築運動への支援
- b) 紛争を中止させるための平和的介入に役立つ平和協定の構築
- c) 紛争防止および解決のために有効な手段の開発
- d) 地域・全国・国際レベルでの国内外の紛争解決のための一般市民の啓発および参加の促進

< その他の項目 >

- a) 国内外の紛争解決のためのメディアの活用・研究。ジャーナリスト、メディア機関への紛争解決のための協力要請 (報道、アピールによる)。
- b) 国内外の紛争解決のための新しい科学技術の開発および維持の促進。
(伝達・コミュニケーション・エネルギー技術)
- c) 枯渇資源をめぐる将来の紛争予防のための、天然資源の保護および維持の促進。
- d) 子どもの心身状態、生活環境、公衆衛生への戦争の影響調査。
- e) 効果的な集団平和維持活動
- f) 国内外の人権侵害の防止
- g) 紛争の原因となる枯渇している天然資源の保護
- h) 平和維持のための、国内外の機関からの海外開発資金の配分および維持管理

参考：【同法案の出典】

暴力に関するセビリア声明（1986年スペイン、ユネスコ第21回総会にて採択）
平和と正義の21世紀のためのハーグ提言（1998年）
ガルベンキアン基金による子どもと暴力に関する委員会報告（1995年）
21世紀に向けての国連強化に関する国連ミレニアム・フォーラム宣言および提案（2000年）
人権および基本的自由の保護に関する欧州条約（1950年）
開発におけるジェンダー統合に関する欧州委員会決議（1995年）
紛争解決および平和構築に関するジェンダー的視点についての欧州議会決議
難民の地位に関するジュネーブ条約の適用についての欧州議会決議（1984年）
意思決定過程における女性の役割に関する欧州議会決議（2000年）
前ユーゴ政権における女性へのレイプについての欧州議会決議（1992、1993年）
（紛争解決のための）ジュネーブ条約および追加議定書（1949年、1977年）
女性に対するあらゆる差別形態の除去に関する国際規約（1979年）
あらゆる形態の民族差別に関する国際規約（1965年）
市民権および政治的権利に関する国際規約（1966年）
経済的・社会的・文化的権利に関する国際規約（1966年）
ボスニアの戦争犯罪、ジェンダー特有の人権侵害およびレイプに関する公式ヒアリング報告書
（1993年、1995年）
国際刑事裁判所設置に関するローマ規程（1998年）
（国連世界女性会議）北京宣言および行動綱領（1995年）
平和および危機回避に関する国連委員会提案
（地球サミット）リオ宣言（1992年）
子どもの権利に関する国連条約（1989年）
拷問その他の残酷で非人道的もしくは不名誉な処罰・刑罰に反対する国連総会決議（1984年）
有事の際の女性および児童の保護に関する国連総会決議 3318（1974年）
国際平和および安全保障の強化における女性参加についての国連総会決議 3519（1975年）
軍事紛争の際の文民保護に関する国連安保理決議 1265（1999年）
女性の平和と安全保障に関する国連安保理決議 1325
世界人権宣言（1948年）
（世界人権会議）ウィーン宣言および行動計画（1993年）

以上 出典： Ministry for Peace (United Kingdom)

<http://www.ministryforpeace.org/modules.php?name=Content&pa=showpage&pid=8>

抄訳： 今本 秀爾（平和省設立推進プロジェクト、エコロ・ジャパン代表）